

第6章 計画の推進

1 推進体制

本市の環境の保全と創造に関する基本的事項を審議する環境審議会や環境団体のネットワークである「掛川市エコ・ネットワーク」、地域の環境保全のリーダーである環境保全委員、ISO14001及びEA21認証取得事業所連絡会等を核として、委員の所属する団体の構成員等に対し、積極的に環境の保全と創造のために取り組むように働きかけます。

また、市内においては掛川市環境管理委員会を中心に、平成16年7月に認証を取得したISO14001の運用とともに、本計画に係わる市の環境関係各課が一丸となって施策を推進します。

2 連携体制の強化

施策の推進にあたっては、静岡県や周辺の市町との連携を図りながら、必要に応じ個別の協議会を設置するなど、連携の強化を図りながら積極的に環境の保全と創造のために取り組んでいきます。

さらに、広域的な取り組みが必要なものについては、国や県、環境団体との連携の強化に努めます。

また、市民、事業者、環境団体、行政が互いに連携を図り、より効果的な取り組みとなるよう努めます。

3 計画の周知

本計画の趣旨や内容の理解を促し、円滑に計画を推進していくために、環境関係団体等に対しても計画書を配付するとともに、市や地域、事業者、団体等が行う様々な研修会や学習会において計画を説明する場を設定して、周知を図ります。

また、計画書は、本市のホームページにも掲載するとともに、事業者や環境関係団体の機関紙等の様々なメディアを活用し、広く本計画の周知に努めます。

4 環境の現状把握・進行管理

本計画を実効性のあるものとするために、自然環境や生活環境等について必要な調査を行い、環境の現状把握を行うとともに、本計画の進行管理を行います。

また、本計画に基づく施策の実施状況、さらに環境保全団体や地域、企業等で実施された取り組みを出来る限り把握し、環境審議会に報告します。

環境審議会は、環境の現状や基本計画の進行状況の点検を行い、市及び環境保全団体や地域、企業等に対し各種の提言を行います。

さらに、本市は環境審議会の提言に基づき、更なる改善を行います。このようなP（計画）・D（実行）・C（点検）・A（改善）サイクルの進行管理を毎年度行うことにより、継続的な改善を図るものとしします。

5 重点プロジェクトの推進

本計画に示した施策の方針のうち、本市の環境像及び基本目標を実現するために、特に重要であり、市民、事業者、行政が協働して進めていくプロジェクトを重点プロジェクトとして掲げました。

重点プロジェクトは、施策推進の関係所管課が連携しつつ、市民、事業者の協働により、効果的に推進を図ります。

6 計画の見直し

本計画策定後の環境問題、社会や経済の状況、科学技術の進歩等の様々な変化に柔軟に対応するよう、本計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。